

## 明石市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める

### 条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定による福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）において使用する用語の例による。

#### (基本方針)

第3条 福祉ホームは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームの設置者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。

3 福祉ホームの設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームの設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (設備基準)

第4条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

3 福祉ホームの設置者は、規則で定める基準に従い、事業に必要な設備を備えな

なければならない。

(規模)

第5条 福祉ホームの利用可能人数の下限については、規則で定める。

(職員)

第6条 福祉ホームの設置者は、規則で定める基準に従い、必要な職員を置かなければならない。

(運営基準)

第7条 福祉ホームの設置者は、福祉ホームの運営に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。

- (1) 運営規程の制定
- (2) 非常災害対策の実施
- (3) サービスの提供の記録
- (4) 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備
- (5) 利用者への金銭支払請求
- (6) 定員の遵守
- (7) 衛生管理
- (8) 秘密保持
- (9) 苦情解決
- (10) 事故の発生又は再発の防止のための措置及び事故発生時の対応
- (11) 福祉ホームの運営からの暴力団等の排除
- (12) 福祉ホームの運営の内容についての自己評価の実施及びその公表
- (13) 職員に対する計画的な研修の実施及びその記録の保存
- (14) その他適切な福祉ホームの運営に関して必要な事項

(虐待の禁止)

第8条 福祉ホームの職員は、利用者に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。